

玄海原子力発電所における放射性セシウムの検出についてお知らせ

玄海原子力発電所では、発電所周辺の土や河川水、海水をはじめ、米や野菜などの農作物、畜産物や海産物などを定期的に採取して放射性物質の濃度を測定していますが、本日、松葉からごく微量の放射性物質(セシウム 134, セシウム 137)を検出しましたのでお知らせします。

なお、玄海原子力発電所のプラント状況に異常はなく、排気筒モニタ等の放射線モニタの指示値にも有意な変動はありませんでした。また、現在、福島での事故を踏まえ、全国的に放射性物質の測定が行われており、各所で同じ放射性物質が検出されていることから、本事象は玄海原子力発電所に起因したものではないと判断しています。

今回検出された放射性物質の量はごく微量であることから、環境への影響はなく健康への影響もありません。

玄海原子力発電所1～4号機は定期検査中

検出された放射性物質濃度

測定日	採取日	採取試料 (採取場所)	放射性物質 の種類	濃度 (ベクレル/kg)	
					合計
平成24年 5月29日	5月14日	松葉 (発電所敷地内)	セシウム134	0.020	0.063
			セシウム137	0.043	

注1) ベクレル:放射線を出す能力を表す単位

注2) 数値は有効数字2桁を表示

(参考) 検出された放射性物質濃度について

- 松葉は食用には用いられませんが、参考として、松葉から検出されたセシウムの値(合計)を食品衛生法に基づく一般食品に関する基準値 100 ベクレル/kg と比較した場合、約 1,500 分の 1 です。

暫定規制値 500 ベクレル/kg から新基準値 100 ベクレル/kg に改正(平成24年4月1日施行)

以上

(別紙) 玄海原子力発電所における放射性物質検出状況

(別紙)

玄海原子力発電所における放射性物質検出状況

【各建屋の排気筒、モニタリングステーションにおける空気中の塵からの検出】

測定日	採取期間	採取場所	放射性物質の種類	濃度 (ベクレル/m ³)
平成 23 年 4 月 5 日	3 月 29 日 ~ 4 月 5 日	(定期検査中) 玄海原子力発電所 2 号機 原子炉補助建屋排気筒	よう素 131	0.0011
4 月 6 日	3 月 30 日 ~ 4 月 6 日	玄海原子力発電所 1 号機 原子炉補助建屋排気筒	よう素 131	0.0014
		玄海原子力発電所 雑固体熔融処理建屋排気口	よう素 131	0.0029
4 月 7 日	3 月 31 日 ~ 4 月 7 日	玄海原子力発電所 1 号機 原子炉格納容器排気筒	セシウム 134	0.00066
			セシウム 137	0.00046
		(定期検査中) 玄海原子力発電所 3 号機 排気筒	よう素 131	0.0039
4 月 8 日	4 月 7 日	玄海原子力発電所 モニタリングステーション	よう素 131	0.00076
	4 月 1 日 ~ 4 月 8 日	(定期検査中) 玄海原子力発電所 2 号機 原子炉格納容器排気筒	よう素 131	0.0023
			セシウム 134	0.00026
			セシウム 137	0.00015
4 月 14 日	4 月 6 日 ~ 4 月 14 日	玄海原子力発電所 1 号機 原子炉補助建屋排気筒	よう素 131	0.00099
	4 月 7 日 ~ 4 月 14 日	玄海原子力発電所 1 号機 原子炉格納容器排気筒	よう素 131	0.0029
	4 月 5 日 ~ 4 月 14 日	(定期検査中) 玄海原子力発電所 2 号機 原子炉補助建屋排気筒	よう素 131	0.0026
	4 月 8 日 ~ 4 月 14 日	(定期検査中) 玄海原子力発電所 2 号機 原子炉格納容器排気筒	よう素 131	0.00099

測定日	採取期間	採取場所	放射性物質の種類	濃度 (ベクレル/m ³)
平成 23 年 4 月 14 日	4 月 6 日 ～ 4 月 14 日	玄海原子力発電所 4 号機 排気筒	よう素 131	0.0029
	4 月 6 日 ～ 4 月 14 日	玄海原子力発電所 雑固体焼却炉建屋排気筒	よう素 131	0.0031
7 月 12 日	3 月 31 日 ～ 6 月 30 日	玄海原子力発電所 モニタリングステーション	セシウム 134	0.000060
			セシウム 137	0.000066

【環境モニタリング試料からの検出】

測定日	採取期間	採取試料 (採取場所)	放射性物質の種類	濃度 (ベクレル/kg)	
平成 23 年 4 月 18 日	4 月 12 日	ほんだわら (玄海町 八田浦周辺)	よう素 131	0.77	
6 月 15 日	6 月 6 日	松葉 (発電所敷地内)	セシウム 134	0.25	合計
			セシウム 137	0.36	0.61
9 月 9 日	8 月 30 日	松葉 (発電所敷地内)	セシウム 134	0.080	合計
			セシウム 137	0.12	0.20
12 月 2 日	11 月 14 日	松葉 (発電所敷地内)	セシウム 134	0.050	合計
			セシウム 137	0.076	0.13
平成 24 年 2 月 16 日	2 月 3 日	松葉 (発電所敷地内)	セシウム 134	0.026	合計
			セシウム 137	0.044	0.070
5 月 29 日	5 月 14 日	松葉 (発電所敷地内)	セシウム 134	0.020	合計
			セシウム 137	0.043	0.063

注 1) ベクレル: 放射線を出す能力を表す単位

注 2) モニタリングステーションでは、空気中に浮遊している塵を空気と一緒にフィルターを通して捕集し測定するもの(ベクレル/m³)と、一定の面積の場所に降下してきた塵を捕集して測定するもの(ベクレル/m²)があります。

注 3) 環境モニタリングでは、発電所周辺の土や河川水、海水をはじめ、米や野菜などの農作物、畜産物や海産物などを定期的に採取して放射性物質の濃度を測定しています。

(参 考) 検出された放射性物質濃度について

- ・ 排気筒やモニタリングステーションで捕集した空気中の塵から検出されたよう素 131 の値は、国が定める環境(周辺監視区域外の空気中)の放射性物質の濃度限度である 5 ベクレル/m³ の約 1,000 ~ 6,000 分の 1 です。

- ・ 排気筒やモニタリングステーションで捕集した空気中の塵から検出されたセシウム 134 の値は、国が定める環境（周辺監視区域外の空気中）の放射性物質の濃度限度である 20 ベクレル/m³ の約 3 ~ 33 万分の 1 です。
- ・ 排気筒やモニタリングステーションで捕集した空気中の塵から検出されたセシウム 137 の値は、国が定める環境（周辺監視区域外の空気中）の放射性物質の濃度限度である 30 ベクレル/m³ の約 65,000 ~ 45 万分の 1 です。
- ・ 環境モニタリング試料（ほんだわら）から検出されたよう素 131 の値は、参考として、これまで使用してきた食品衛生法に基づく飲食物に関する暫定規制値 2,000 ベクレル/kg と比較した場合、約 2,000 分の 1 です。
- ・ 環境モニタリング試料（松葉）から検出されたセシウムの値（合計）は、参考として、食品衛生法に基づく一般食品に関する基準値 100 ベクレル/kg と比較した場合、約 160 ~ 1,500 分の 1 です。

厚生労働省は、これまでの野菜類等の食品に含まれる放射性セシウムの暫定規制値 500 ベクレル/kg を、一般食品の放射性セシウムの新基準値として 100 ベクレル/kg に改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）。なお、半減期が短く既に検出が認められない放射性よう素については、基準値が設定されていないため、これまでの暫定規制値と比較した。

以 上